

議会基本条例条文比較

【4-1 委員会等の公開等】

旭川市	
横須賀市	
長野市	<p>議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。</p> <p>2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。</p>
豊田市	<p>議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開するものとする。</p>
岡崎市	
姫路市	<p>議会は、委員会又は協議又は調整の場を原則として公開する。</p> <p>2 議会は、会議等の傍聴人に対して議案の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。</p>
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例条文比較

【4-2 広報広聴機能】

旭川市	<p>議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広聴広報機能の充実に努めるものとする。</p> <p>2 広聴広報機能を効果的に発揮するため、議会に広聴広報委員会を置く。</p>
横須賀市	
長野市	<p>議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。</p>
豊田市	<p>議会は、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。</p>
岡崎市	<p>議会及び議員は、市民への情報提供等の広報広聴活動の充実に、市民に対する説明責任を果たし、その信託にこたえるものとする。</p>
姫路市	<p>議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。</p>
福山市	<p>議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。</p>
久留米市	<p>議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p>
長崎市	
大分市	

議会基本条例 条文比較シート

【4-3 市民との意見交換】

旭川市	議会は、政策形成に市民意思を反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例条文比較

【4-4 市民参加及び市民との連携】

旭川市	
横須賀市	議会は、市民との懇談会、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。
長野市	議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条、第109条の2及び第110条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実に努めるものとする。
豊田市	議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用を努めるものとする。
岡崎市	
姫路市	議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の意思の把握に努めるものとする。
福山市	議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。 2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。
久留米市	議会は、市民参加型の議会を目指し、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見を十分に活用して、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
長崎市	議会は、参考人制度等を積極的に活用し、市民等の意見を聴くよう努めなければならない。 議会は、市民の多様な参画機会の創出に努めなければならない。 議会は、必要な政策立案及び政策提案により、住民自治の発展に努めなければならない。
大分市	<b>議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。</b> <b>議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。</b> <b>議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</b> 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

議会基本条例条文比較

【4-5 情報公開】

旭川市	<p>議会は、積極的に市民に対する情報の発信及び市民との情報の共有に努めるとともに、市民に対し、十分に説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議、委員会等を原則として公開する。</p>
横須賀市	<p>議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。</p> <p>2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。</p> <p>3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。</p> <p>4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。</p>
長野市	<p>議会は、<u>長野市情報公開条例</u>（平成13年長野市条例第30号）の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等議会が保有する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにしなければならない。</p>
豊田市	<p>議会は、<u>豊田市情報公開条例</u>（平成10年条例第34号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。</p>
岡崎市	<p>議会における会議は、原則として公開とする。</p> <p>2 議会は、<u>岡崎市情報公開条例</u>（平成11年岡崎市条例第31号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開する。</p>
姫路市	<p>議会は、議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p> <p>議会は、<u>姫路市情報公開条例</u>（平成14年姫路市条例第3号）の規定による公文書の公開請求に適切に対応するものとする。</p> <p>2 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにするものとする。</p>
福山市	<p>議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会が保有する情報の提供に努めなければならない。</p>
久留米市	<p>議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。</p> <p>議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開とする。</p>
長崎市	<p>議会は、すべての会議を原則公開とし、市民に対して議会活動に関する情報を積極的に発信し、議会の透明性を高めるよう努めなければならない。</p>
大分市	<p>議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。</p>

議会基本条例条文比較

【4-6 請願と陳情】

旭川市	
横須賀市	<p>議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。</p> <p>2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。</p>
長野市	<p>委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p>
豊田市	
岡崎市	
姫路市	<p>委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるとともに、議会は、審議の結果について請願者に対し説明するように努めるものとする。</p> <p>市長等は、法第125条の規定により送付を受けた請願について、その処理の経過及び結果の報告を議会又は所管の委員会に対して行うものとする。</p>
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	<p>議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p>

議会基本条例条文比較

【4-7 説明責任等】

旭川市	議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。
横須賀市	議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	